

第512回但馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時及び場所

- 【日 時】 令和3年1月12日（火）11時00分～
【場 所】 美方郡香美町香住区境『但馬水産事務所』会議室

2. 招集者、議事の通知事項、通知年月日

【招集者】 会 長 川越 一男

【議事の通知事項】

- (1) 知事許可漁業の許認可方針について（諮問）
(2) 漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

【通知年月日】 令和3年1月5日

3. 出席者

【委 員】 磯田 和志 大西 准二 小林東洋志 松本 齋 田畑 富治
伊藤 清作 眞野 豊 川越 一男 山中チエミ
(委員現在数10名の内9名出席 / 欠席者 濱邊 希夫)

【県関係】

兵庫県 但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所
所 長 兼 事 務 局 長 中岸 明彦
水 産 課 長 兼 事 務 局 次 長 西野 英樹
主 任 齋藤 公司
職 員 梶原慧太郎
職 員 笹江 祥加
嘱 託 員 秋田 千里
兵庫県立農林水産技術総合センター 但馬水産技術センター
所 長 山中健志郎

4. 議事の経過概要

11時00分、中岸所長兼事務局長が委員の出席数確認後、漁業法第145条第1項に基づき、会議の成立を宣言した。

ついで、川越会長開会挨拶の後、但馬海区漁業調整委員会規程第11条の規定に基づく議事録署名人の指名が行われ、議事に入る。

議長就任・議事録署名人指名

〔中岸所長兼事務局長〕

これより川越会長に議長に就任していただき、議事録署名人の指名から始めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔議長：川越会長〕

議事に先立ち、委員会規程第11条による議事録署名人として伊藤委員と小林委員を指名します。これより議事に入ります。

第1号議案 知事許可漁業の許認可方針について（諮問）

〔議長：川越会長〕

知事許可漁業の許認可方針について、事務局から説明をお願いします。

〔中岸所長兼事務局長〕

資料1-1をご覧ください。朗読します。

————— 資料1-1・諮問文書読み上げ —————

以上です。詳しい内容は、水産課の齋藤から説明します。

〔齋藤事務局書記〕

水産課の齋藤です。私から説明します。資料1-2をご覧ください。

————— 資料1-2に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：川越会長〕

知事許可漁業の許認可方針の案について審議のほどよろしくお願いします。

一つ私の方から皆さんにお伺いしたい。10トン以上のいか釣り船の操業が5月1日から陸揚げ

同意ということで以前からも海区調整委員会への要望では無いのですが、単協の要望ということで、19トン船の方から5月1日よりもっと早めてもらえないだろうか、という話があるのですがどうでしょうか。田畑委員、どう思われますか。たとえば鳥取県の沖合で操業していて、鳥取県の港に陸揚げするのですが、兵庫県の港には5月1日以降しか陸揚げできない。そういったことを早めることは出来ないか、という話が一部あるのですが、現場としてどう思われますか。

〔田畑委員〕

日数としてはどれくらい早めるというのですか。

〔議長：川越会長〕

具体例は無いのですが、例えば4月中に鳥取県の沖合で操業して漁場は東寄りになっていて境市場が遠いので、兵庫県側の港に陸揚げをしたい。しかし、5月からしか陸揚げできない、という、県外船の話です。

〔田畑委員〕

陸揚げくらいは認めても。陸揚げにかかる操業状況、今までも何回も言ってきたがどうしても違反というのが引っかかる。最近はそういう話はほとんど無いから。

〔議長：川越会長〕

そういう状況は長い期間無いと思うが、単発的に、漁場が鳥取県の沖合で今の兵庫県境134度18分、縦のラインが。それで東の境市場より兵庫県の方が近い、本来なら鳥取県の境港に陸揚げするが遠い。そういう時に、兵庫県側に陸揚げが出来ないだろうか、という話が現場からあがってきている。事務局はどう考えますか。

〔齋藤事務局書記〕

県内の10トン以上船ではなくて、県外船の話ですね。それは地元調整の話になる。

〔議長：川越会長〕

そういったことがあった場合、皆さんがどう考えているか。

〔中岸所長兼事務局長〕

少なくとも許可とは直接関係がない。

〔議長：川越会長〕

許可とは関係ないが、陸揚げの同意。そういう時に現場がどういう風に考えているか。一切駄目で、今まで通りだということで、この先も変えないと。どういう風に考えているかをお伺いをした。状況を見ている、あっても単発だと思う。

〔田畑委員〕

何回も言うように、どうしても違反操業が気にかかる。人情的に言えば境港に行くより近いからこちらで陸揚げをして良いとしても、漁場や違反のことに関わると沿岸の人はどう思うか。

〔議長：川越会長〕

例えば鳥取県と兵庫県とは海面漁業の操業区域が違う、鳥取県は15マイル、兵庫県は36度以北。例えば鳥取県で操業して、省エネ等ありますから港が近い方へ入りたい、今現在はそういうことは相成りません。そういった状況の認識、今後もそういったことは変えませんと現場の漁業者が思われるか、どんどんいか釣り船減っていく、漁場情報も集まらない等考えればまた、その範疇を広げられるのかどうなのか、というのを伺ったわけですが。大西委員どう思われますか。いか釣りの話ですが。私はそういう思いが無いのではない、あるのです。組合に対して出来ないのだろうかという思いが。県外船もそうだし、兵庫県沖5月からとかという問題で、どうなのだろうか、と。

〔大西委員〕

沿岸いか釣りの方に相談した結果、従来通り定めてくれと。但馬の方ではそういう意見が強い。それを覆すような条件的なものが出てくればまた話は別だと思いますが。今のところは、相談した結果従来通りで。連合会でもそういう話が出ていたと、ここで少し報告しておきます。

〔議長：川越会長〕

そういう状況で、この先いか釣りは何処に漁場が出来るかわからない。組合だけの考えでは、受入れということに関して全く拒否という考えを持ち得ない。やはりどこかで皆さんがそういうところを検討して頂いて、それは寛容に受け止めなければならないかなという風に思います。田畑さんよろしく願います。松本委員はどう思われますか。

〔松本委員〕

私は前会長の吉岡さんの時からこの問題を発言させてもらっているのですが、但馬沿岸いか釣り漁業者10トン未満はだんだん隻数が少なくなっている。そうした中で広範囲の探索が出来かねているのが現状だと思います。そうした中で県外船の受け入れをすれば5月からはこの沖でも36度以北は出来るわけだが県境近くで操業する船、そういう方をもう少し早く受け入れてあげたらどうですか、と前々から言っている。その時の沿岸の方々も魚価安になったら困るので、という返事だった。今大西委員が言っておられるが、ほとんどそういう意見だった。そういう関係もあったりして、どっちがどうとは言にくいですが私の以前からの考えだったら、とにかく門戸を広げて各漁協の水揚げが向上する方向でもう少し早くから販売できるようにしてあげたらどうかな、というのが持論です。

〔議長：川越会長〕

いか釣りに関しては、そういうような一部現場からの問い合わせというか、思いがあるというのを認識いただいて、また今後の結果とかいろんな制限措置云々にも判断の材料にさせていただければ

と思います。この案件について、何か他に意見はありませんか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：川越会長〕

「諮問された案について異議ない旨答申する。」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：川越会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

第2号議案 漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

〔議長：川越会長〕

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について、事務局から説明をお願いします。

〔中岸所長兼事務局長〕

資料2-1をご覧ください。朗読します。

————— 資料2-1・諮問文書読み上げ —————

以上です。詳しい内容は、水産課の齋藤が説明します。

〔齋藤事務局書記〕

資料2-2をご覧ください。

————— 資料2-2に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：川越会長〕

ただ今説明のあった「漁業法に基づく知事許可漁業の公示」の案について、審議をお願いします。

〔田畑委員〕

3年の許可の中で、3隻、10隻、38隻という風になっているが、これは3年のうちに申請があったら、この隻数は増やせるのか。

〔齋藤事務局書記〕

県内10トン以上船、県外船のいか釣りについては許可の有効期間は1年です。許可方針では説明したのですが、こちらの方では説明が漏れていました。これまでどおり、1年間の許可の有効期間となります。その1年は3隻という形になります。

〔田畑委員〕

県内船は1年で、県外船は3年ですよ。

〔齋藤事務局書記〕

いいえ、今までどおり県内の10トン以上船と県外船は許可の有効期間を1年、県内の10トン未満船が3年です。今回は10トン未満船の許可が有効なので公示しない。それ以外の許可の更新を迎える県内の10トン以上船と県外船だけ公示をします。その許可の有効期間はこれまでどおり1年としていますので、また来年この時期に同じ公示案を来年度分として審議していただく時にまたこの隻数も設定するという形になります。

〔田畑委員〕

申請があったことによって、また隻数の条件が変わってくるということですか。

〔齋藤事務局書記〕

基本的にはこれで1年間通すつもりです。もしこの一年の間に新しく着業したり、許可が欲しいという意見がありましたら、いか釣りについては枠を設けて申請期間も短い期間で処理をするという形で整理しましたので、例えば6ページをご覧ください。県内10トン以上船の申請期間は。

〔田畑委員〕

いえ、年内に申請があったときに、操業できる許可になるかどうか、なんです。何隻と限定したら、その限定数しか出来ないものか。それとも申請したらまた多少遅れても年内、来年には何隻という限定が増えることも出来るのかということなのです。

〔中岸所長兼事務局長〕

10トン以上30トン未満の県内船のことですね。県内の10トン以上30トン未満船はこれで設定して1年間やりますので、この1年の間にもし出てきたら、次の1年まで待ってもらわないといけない。実質問題として、この1年に希望する人が出てきていない。なのでこの設定にしている。これが3年間となると、少し不都合が出てくるが、1年だったら、来年の春まで待つて欲しいという話だと思うのです。

〔議長：川越会長〕

最近、浜坂漁協内の状況を見てみると、沖底の船員が底曳きが終わってからいか釣りがしたいという事例が出てきていて、彼らもこういった手順がわからないので、いか釣りがしたいがそういう許可が出ないということはないか。

〔中岸所長兼事務局長〕

10トン以上ですか。

〔議長：川越会長〕

10トン未満。

〔中岸所長兼事務局長〕

10トン未満は大丈夫です。あくまで10トン以上の大きいものを、この1年間のうちに新しく始めようかという人は、あまりいないだろうということで設定させてもらっています。10トン未満は大丈夫です。今のところは。

〔田畑委員〕

10トン以上は前もって申請して次の年に間に合うように、ということですか。

〔中岸所長兼事務局長〕

10トン以上が出てきたら、そうですね。10トン未満は今の許可の間は大丈夫ですよ。

〔齋藤事務局書記〕

許可できます。

〔田畑委員〕

3年以内に申請があっても1年更新のように出来るということですか。

〔中岸所長兼事務局長〕

とりあえず今はこの1年のことだけ考えて頂きたい。この1年間については10トン未満については許可が新しく出来ます。ただ今までより手続きが煩雑になるので早く言っていただかないとタイミングが、今日言って今日というのは出来ない。早めに。これは組合の事務局にお伝えしておきます。

〔議長：川越会長〕

手続きの期間は。どれくらい。1ヶ月くらいか。

〔齋藤事務局書記〕

もう少しかかります。とにかくそういう話があればすぐに相談していただきたい。

〔議長：川越会長〕

今の事務局から説明があった「漁業法に基づく知事許可漁業の公示」について審議していただきたいのですがいかがですか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：川越会長〕

意見は無いようですので、「諮問された案について異議ない旨答申する。」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：川越会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

以上で第512回委員会の議事はすべて終了した。

以下のとおり、本日第512回委員会を終了する旨、議長が宣言し閉会した。

時に11時42分